

令和 2 年 3 月 17 日

沼津市役所 市民福祉部 長寿福祉課
課長 土屋仁志 殿

沼津介護支援専門員連絡協議会
会長 一ノ宮五郎

日頃より、当会へのご協力、ご支援を賜り誠にありがとうございます。
さて、今般のコロナウイルス感染につきまして、様々なご対応をされており、心より感謝申し上げます。当会と致しましても「感染しない。させない。」を合言葉に革命的警戒心で日々の業務にあたっております。

つきましては、有事の場合の対応につきまして、当会の各会員から現段階で考えられる課題等の意見を取りまとめさせて頂きました。感染者が出ていないからこそ、現時点から考えるべきことだと考えております。何卒、即急にご協議頂き体制の整備、ご対応の程、宜しく願い申し上げます。

尚、既に対応等がはっきりしている項目につきましてはご教示頂けると助かります。

介護支援専門員現場からの声（意見・疑問・質問）

- 中止にしていない地域でのデイを利用できるようにして頂きたい。
この場合、以前、東日本大震災の被災地等に適用した制度を使って定員オーバーでも受け入れることを可能として頂きたい。
又、ケアマネ個人では、どこのデイサービスが受け入れ可能なのか、どの訪問介護の空きがあるのかわからないので、どこの事業所がどれだけ受け入れ、サービス提供が可能なのか、リアルタイムで分かるような体制を整えて頂きたい。
そして、利用者が集中する事が予想されるので、その場合の、利用者の優先順序の基準を示して頂きたい。
- 他のデイサービスで定員を超えての利用や、地域密着型デイでも例外的に他地域から受け入れができるようにして頂きたい。
- 学童保育の優先利用について、介護支援専門員も対象として頂きたい。
現在、小学校が休みになっていて学童保育を利用されているが、国が医療職・介護職を優先的にと言っている中にケアマネも含めて頂きたい。
- 一人暮らしの場合で配食サービスを利用している方は、今回は、特例でデイサービス利用であった日については、配食サービスを利用できるようにして頂きたい。又、配食サービスの非課税要件を撤廃して、全ての利用者を対象にして頂きたい。
- デイサービスのみで入浴をされている方について、通っていたデイ職員が自宅に行って自宅での入浴ができると国は示しているが、その場合の報酬はどうなっているのか教えて欲しい。只、デイサービスでの入浴介助と自宅での入浴介助では、スキル等が違うの

であり現実的ではないと思われるので、もっと実効性のある案を考える必要があると思う。

○いろいろな対策を講じても自宅介護では対応できない方は、ショートステイの利用ができるようにして頂きたい。

その場合、職員が不足していてショートステイを稼働できていない施設においても緊急的措置としてショートステイ受け入れができるように市から依頼して頂くと助かる。また、ショートステイの受け入れ可能人数がリアルタイムで分かる体制をとって頂きたい、合わせて、利用者が集中するので、ある程度利用の優先順序の基準を示して頂きたい。

○代替サービスや方法、要件緩和は、おおよそ示されているが、事業所側は実際に受入が可能なのか、受け入れる意思があるのかなど、代替サービスの利用可能性も踏まえ、地域一斉で要請を行う場合には、保険者である市による市民に向けた説明を十分に行って頂きたい。その際、ケアマネには書面でも連絡が欲しい。(ご家族に説明する際に説得力がある為)

○デイサービスの休業、代替サービス無しとした場合、安否確認のみ、又は安否確認+昼食調達(買い物等)、又は、必要な支援をケアマネが行った場合(基礎資格や経験を考慮の上)、希望のあった利用者へ費用を請求することを認めて頂きたい。

○クラスター感染か単独感染か等により対応は異なると思うが、万が一、感染者がデイサービス等の利用者で発生した場合の市としての対応シュミレーションを教えて欲しい。市内全域一律の休止となるのか、地域(圏域)ごとになるのか、又は発生した施設と関連施設のみとなるのか。発生した施設の他の利用者は2週間程の自宅待機になるのか。和歌山県のように関係者全員の新型コロナウイルス検査を実施するのか。検査しないとすると、発症していない利用者を受け入れる施設は、現実的には大分少ないと思う。

○万が一、感染者がデイサービス等で発生した場合に他の利用者(陰性の方々)の担当ケアマネ、関連事業所の相談員等で、他の利用者のその後のサービスについてまとめて協議する対策本部を作り、速やかにその後のサービスを提供できる体制をとってら良いと思います。

○国からの要請で、マスク、消毒液の不足状況を現場に確認したそうですが、確認したのは入所施設のみで、居宅、訪問介護、通所介護には確認されていない。入所施設は外出禁止、面会禁止処置をとられており、職員が持ち込まない限り感染は防げるが、居宅、訪問介護、通所介護は配慮したとしても、まだまだ面談、濃厚接触せざるを得ない状況にあり、感染予防の観点からすると居宅、訪問介護、通所介護こそ、マスク、消毒液(居宅はポケット式等)などが必要であり、至急、市としての対応を検討して頂きたい。

○想定外の事態が発生した場合のケアマネ専用相談窓口と介護家族専用相談窓口(介護保険サービス以外の事も含め全般の相談窓口)を設置して欲しい。

ケアマネ専用相談窓口は、市一本とするのか各包括に設置するか様々であると思うが、いずれにしても窓口情報を集め相談事にできるだけ即答できる体制をとって頂きたい。